



今月のお知らせ

新型コロナウイルスの感染状況によっては、事業を変更する場合があります。ご了承ください。

ゆとり教室

日時：6月3日（土）11時00分～
場所：上米積 老人憩いの家
法話：阪本 仁さん
「一緒に生命の大切さを考えましょう」

手話教室

日時：6月21日（水）19時30分～
持ち物：筆記用具
「手話で簡単な日常会話、子どもから大人まで楽しく学びましょう。」



ペン習字(いきいき)教室

日時：6月19日（月）13時30分～
内容：「絵手紙」「実用的な書」など
準備：筆ペン
～いつでも、どこでも、誰でも、楽しめること。～



みんなの楽級

6月の「みんなの楽級」はお休みします。次回は7月です。



さわやかサロン

日時：6月29日（木）13時30分～
内容：認知症予防について
今回のサロンでは、講師に長寿社会課の認知症地域支援推進員さんをお招きし、認知症の予防について学びます。認知症予防に効果的なレクリエーションも行います。
皆さまのご参加、お待ちしております

人権のために学ぶ同和教育講座（第1回）

日時：7月1日（土）13時30分～15時30分
場所：倉吉交流プラザ 視聴覚ホール（倉吉市立図書館2階）
内容：日本保釈支援協会の行う、前科前歴のある方への職業支援
講師：齋尾 紀幸 さん（一般社団法人日本保釈支援協会専務理事）
詳細お問い合わせ先：倉吉市役所 人権政策課 22-8130

7月のみんなの楽級は…

日時：7月9日（日）9時～
内容：視察研修に出かけます！
参加費（昼食代）1,000円 程度
詳細は後日お知らせいたします。

若い人も、男性も女性も、皆様のご参加をお待ちしています。

訪問先（予定）

- ・琴浦町出上で現地研修
- ・神崎神社（壮大な彫刻に感動！）
- ・日韓友好交流公園『風の丘』 他

さわやか人権文化センターだより



2023年6月1日発行 No.344
【発行所】さわやか人権文化センター
【所在地】〒682-0602 倉吉市上米積 1074-1
【電話兼ファックス】0858-28-2017
【メールアドレス】sawayaka@ncn-k.net

センターだより「さわやか」に関するご意見・ご要望をお寄せください。

巡回地域食堂「ばあばのランチ」を開催します！



部落解放同盟女性部と倉吉市内の人権文化センターの共同事業『女性話そう会』でアンケート調査を行った時に、「集まる場所があれば…」「相談するところがない」という意見がありました。

そこで、地域の居場所・相談窓口・生活支援へのきっかけづくりとして、巡回地域食堂を始めました。

巡回地域食堂

ばあばのランチ

今回のメニュー：「特製日替わりランチ」

ひとりで食べるよりも みんなで食べるとなんかおいしい。
話し相手がいるってなんだからうれしいね。

開催日時：6月3日（土）昼12:00～

開催場所：上米積児童センター（倉吉市上米積 788-3）

「ゆとり教室」閉会後に、開店します。

幼児：無料
小学生：100円
中学生以上・大人：300円

無くなりしだい終了します。
どなたでも お気軽にお越しください。
お待ちしております。

ハンセン病問題に学ぶ

- 家族と一緒に暮らすことができない
- 実名を名乗ることができない
- 子どもを産むことが許されない
- 一生療養所から出て暮らすことができない
- 死んでも故郷の墓に埋葬してもらえない

こうした生活をハンセン病患者は長く強いられてきました。そして病気が治った後も、さらには家族も、差別と偏見に苦しんでいます。

6月22日は
「らい予防法による
被害者の名誉回復
及び追悼の日」

一九五二年に療養所へ入所したNさん
二十四畳の部屋に十二人が寝起きする劣悪な環境で、重症者の看護など過酷な労働を強いられた。その結果、病気が悪化した。「療養所ではなく収容所だった」。

ハンセン病患者の不妊手術に関わった 元看護師の証言

患者本人の同意を得て行われてきたとされる不妊手術について、「患者の結婚には不妊手術は不可欠とされており、同意は建前で実態は強制に近かった。手術しないと集団部屋から夫婦部屋に移ることができない。皆が『仕方ない』と諦めていた」と話す。

手術では部分麻酔をしたが、歯を食いしばって痛みをこらえていたのを鮮明に覚えているという。

母が患者だった男性の体験

1950年代、療養所への入所を回避するため、母を大阪に移住させた。大阪の病院で外来治療を受けるが症状は改善しない。風貌や欠損した指を覗けば、わかる者はわかる。母子は幾度も陰湿な嫌がらせを受けた。結局、郷里に戻り、男性は出稼ぎで母の治療と暮らしを支えた。

病気が治っても差別は最晩年まで続いた。脳梗塞を患い、老人ホームに入った母が明け透けな差別にあり。食事も別、風呂は最後の残り湯だった。

彼は自らを責めた。良かれと思った「入所回避」が、母を差別にさらしたのではないか。施設なら同じ病者で差別もなかったのでは、と。

隔離が目的であるはずの療養所を、差別から逃れる『避難先』と考えてしまう社会の厳しさがあります。

患者や家族の居場所を無くし、療養所の入所をよい選択であるかのように思わせるのは、差別と偏見にあおられた「私たち」にも大きな責任があります。

家族に向けられた 排除、蔑視

- 「小学校のとき、登校時に石を投げられた。異父姉はツバを吐きかけられた」
- 「小学校の同級生から『患者の子は汚い』と言われ、教科書を便所に捨てられるなどの強烈ないじめを受けた」
- 「学校でいじめにあい、集落では村八分にあった。食べる物に困るほど困窮した」
- 就職差別、結婚差別、離婚。
あるいは、兄が療養所入所者であることを夫や子どもに長年明かさずにきて「地獄でした。(中略)いつバレルか心配で」。

ハンセン病問題とは

ハンセン病は「らい菌」による慢性の感染症で、かつては「癩」と呼ばれていました。感染力は弱く、感染しても発症することは稀ですが、発症し治療が遅れると末梢神経が麻痺したり、手足や顔面が変形したりするなどの症状があらわれます。かつては治療が難しい病気でしたが、1943（昭和18）年にプロミンという薬が開発され、薬での治療が可能な病気となりました。

人権侵害と差別の歴史

日本では1907（明治40）年に法律「癩予防ニ関スル件」が成立し、放浪する患者を療養所に隔離することが定められています。1931（昭和6）年には隔離の対象が全患者に拡大され、すべての患者を療養所に隔離することがめざされるようになります。その方針のもとで、患者を療養所に送り込む「無癩県運動」が各地で行われました。国は「ハンセン病は恐ろしい病気」という間違った知識を流布し、偏見差別を助長しました。

療養所の中なかでは、患者は人権と人間性を否定された扱いをうけていました。労働をさせられたり、監禁室に閉じ込められたり、断種手術や中絶手術も行われていました。患者の家族はすさまじい差別を受け、一家離散や離婚などに追い込まれたほか、自殺や一家心中も起きています。

戦後、日本でもプロミンが使われるようになりますが、1953（昭和28）年には「らい予防法」という法律が療養所入所者の反対を退けて成立し、強制隔離は続けられます。この法律が廃止され隔離政策が終わったのは、1996（平成8）年のことです。このような国のハンセン病対策は、患者とその家族の人権を侵害する憲法違反のものであったとする判決が確定しています。（国立ハンセン病資料館）

ハンセン病回復者の願い

自分たちが亡くなったあともハンセン病問題を風化させないように自分たちの生きた証を語り継いでほしい。

二度とこのような過ちを繰り返さないでほしい。そのためには、人権を学ぶ場として療養所を残してほしい。

ハンセン病回復者の方の思いに、私たちがどう答えていくのが課題になるのではないのでしょうか。

『人間回復の橋』おくながしまおおほし (邑久長島大橋)



ハンセン病の国立療養所「長島愛生園」「邑久光明園」がある瀬戸内海の島長島と対岸の本土を結ぶただ一つの道。療養所入所者や家族など関係者の長年の願いが叶い、要望から17年の歳月を重ね、1988年に架けられました。（岡山県）

この橋は、『隔離する必要のない証』『療養所入所者の人間回復のシンボル』とされたが、本当に“人間回復”が必要なのは、差別してきた私たちなのかもしれません。

差別との闘いのなかで・・・

(ハンセン病家族訴訟裁判での専門家証人尋問より)

ハンセン病に罹って隔離をされて、療養所でもつらく差別とのたたかいでした。しかし、療養所の中にいた人びとの現実というのは、ひじょうに、そこを生き抜いた方がたの豊かさというものがあります。(中略)

こういうふう生き抜いてきたんだよという、そういう凄さみたいなものを育てていく、社会全体のなかに共有していく必要があります。

厚生労働省は、ハンセン病に関する差別や偏見の現状を把握するため、初めて全国的な住民意識調査を実施する。

病気への理解や、回復者たちと接する際の気持ちなどを聞いて分析する。回復者や家族が現在も差別被害に苦しむなか、人権教育や啓発に向けた施策を強化する方針。

(2023.5.10 新聞報道より)